「神奈川県における許可を受けないで建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正（案）」の概要について

１　改正目的

令和８年 10 月１日付けで、国の「許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督のガイドライン」（平成 17 年９月 30 日付け国土交通省総合政策局長通知。以下「国のガイドライン」という。）の一部が改正されたことを受け、本県の「神奈川県における許可を受けないで建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

２　改正の主な内容

○　公衆危害について

国のガイドラインにおいて、無許可業者に対する処分の考え方が示されているところ、建設業法第 28 条第２項第１号による公衆危害の考え方を明記し、以下のとおり規定する改正が行われた。

・建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととする。

これを受け、本県の監督処分基準も同様に改正する。

○　その他所要の改正（字句の修正等）

３　施行時期

令和８年 12 月頃（予定）